

令和8年度技能体験会受入事業所募集要領

令和8年5月 鳥取県商工労働部雇用人材局産業人材課

1 目的

県内の技能人材不足の現状を踏まえ、技能士の育成・確保を図るため、中学生、高校生をはじめとした若い世代や離職者に対する技能の魅力発信の一環として、技能体験会を実施する。

本要領は、技能体験会を実施するに当たり、受入を希望する県内事業所の募集等について、必要な事項を定めるものである。

2 体験会の内容

(1) 体験プログラム

- ・技能に関する説明・講義
- ・技能に係る施設・現場の見学
- ・技能に係る作業の体験・指導

(2) 所要時間(1回あたり)

最長半日

(3) 実施場所

受入事業所又は作業場所

(4) 対象者/定員

県内の中学生、高校生、離職者/1事業所あたり5名程度

(5) 実施期間

7月23日(木)から8月21日(金)の間

(6) 実施回数

最大で5事業所での実施とする。

※今後の状況に応じて、内容を変更することがあります。

3 謝金

20千円/1事業所

※謝金を超える体験に係る費用(用具・消耗品等)は、受入事業所側に負担いただきます。

4 募集期間

令和8年5月13日(水)から5月29日(金)まで

5 応募方法等

(1) 応募書類

(別紙)令和8年度技能体験会受入申込書

(2) 提出先(電子メール又はファクシミリで応募ください。)

鳥取県商工労働部雇用人材局産業人材課

電 話:0857-26-7222 ファクシミリ:0857-26-8169

電子メール:sangyoujinzai@pref.tottori.lg.jp

※応募状況に応じて、ご希望に添えない可能性がありますのであらかじめ御了承ください。

6 その他留意事項

・体験プログラムの実施が可能であれば、技能士会単位の申込を可能とし、また、関連する複数の技能職種の事業所が合同で申し込むことも可能とする。

・募集期間終了後速やかに申込書の内容を確認し、受入事業所の選定を行い、選定結果を申込事業所へ通知する。

・受入事業所は、1圏域1技能職種とし、同一圏域において同一技能職種の応募が複数あった場合は「鳥取県若年技能者等技能承継推進協議会会員」を優先的に選定する。

・最終的に各受入事業所における技能体験会を実施するか否かは、参加者の応募状況に応じて決定する。

・本事業の効果検証、成果の普及を目的にアンケート等を行う予定であるので、可能な限り協力すること。